

令和3年9月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第35263号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和3年7月14日

判 決

5

原 告

日本気圧バルク工業株式会社

同訴訟代理人弁護士

笠 原 基 広

坂 生 雄 一

同訴訟復代理人弁護士

野 村 信 之

被 告

ワールド・ネット・インターナ

10

ショナル株式会社

(以下「被告会社」という。)

被 告

Y

(以下「被告Y」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士

宮 本 督

15

森 寿 明

深 井 麻 里

溝 口 哲 史

竹 下 博 將

野 口 敏 彦

20

和 田 暁 斗

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

25

第1 請求の趣旨

1 被告会社は、別紙営業秘密目録記載のデータを酸素チャンバーの製造、販売

に使用し、又はこれを開示してはならない。

2 被告会社は、別紙営業秘密目録記載のデータを使用して製造した酸素チャンバーを譲渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は電気通信回路を通じて提供してはならない。

5 3 被告会社は、別紙営業秘密目録記載のデータを使用して製造した酸素チャンバー及び同データ又はこれを基に作成されたデータを破棄せよ。

4 被告らは、原告に対し、連帯して462万円及びこれに対する被告会社について平成30年11月21日から、被告Yについて同月19日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

10 5 訴訟費用は被告らの負担とする。

6 仮執行宣言

第2 事案の概要

原告及び被告会社はいずれも2WAY対応型酸素チャンバー（高気圧、低気圧両方のいずれにも対応する酸素チャンバー）を製造・販売等し、競合関係にあるところ、本件は、原告が、被告会社及び原告の元従業員で被告会社の従業員である被告Yに対し、①被告らは、共同して、原告が取引先に納入した原告製の2WAY対応型酸素チャンバーから、営業秘密である別紙営業秘密目録記載のパラメータに係るデータ（以下「本件データ」という。）を内蔵する制御装置等を取り外して持ち出し、競合製品の製造過程で同データを外注先に開示したものであり、同行為は、不正な手段による営業秘密の取得及び当該不正取得により取得した営業秘密の使用・開示（不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項4号）に当たる、②被告会社が、上記①の不正競争行為により取得した本件データを使用して製造した2WAY対応型酸素チャンバーを譲渡し、展示会において展示し、ウェブサイト上で紹介した行為は、同項10号の不正競争行為に当たる、③被告らによる上記持出し行為は、一般不法行為を構成すると主張し、不競法3条1項に基づき、本件データの使用及び開示

並びに被告会社製の2WAY対応型酸素チャンバーの譲渡等の差止めを、同条2項に基づき、被告会社製の2WAY対応型酸素チャンバー及び本件データ（同データを基に作成されたデータを含む。）の廃棄をそれぞれ求めるとともに、上記①②については不競法4条、民法709条、719条1項、上記③

5 については民法709条、719条1項にそれぞれ基づき、連帯して、損害賠償金462万円（逸失利益420万円、弁護士費用42万円）及びこれに対する訴状送達の日（被告会社について平成30年11月21日、被告Yについて同月19日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

10 1 前提事実（当事者間に争いのない事実及び文中掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認定できる事実。なお、本判決を通じ、証拠を摘示する場合には、特に断らない限り、枝番を含むものとする。）

(1) 当事者

15 ア 原告及び被告会社は、酸素チャンバー等の製造、販売等を目的とする株式会社である。

イ 被告Yは、被告会社の静岡工場の従業員で、平成28年1月19日から平成29年9月7日まで原告の従業員であった者であり、原告に在籍中、酸素チャンバーを顧客に納品し、組み立てて設置する作業に従事していた。

20 被告Yは、平成30年4月21日付けで被告会社に入社し、現在、同社の静岡工場に正社員として勤務しているが、原告の退職前から、原告の許可を得ることなく、被告会社でアルバイトとして働いていた。（甲1、15、20、乙3、10、原告代表者〔8～9、14～15頁〕、被告Y〔1、6～7、11～14頁〕）

(2) 原告と被告会社の関係

25 原告と被告会社は、平成22年11月1日、原告が高気圧酸素チャンバーシステムを製造して被告会社に供給し、被告会社が販売代理店としてこれを

日本国内で販売することを内容とし、以下の条項（ただし、甲を原告、乙を被告会社と表記する。）を有する販売代理店契約（以下「本件販売代理店契約」という。甲3）を締結した。

第5条（事後管理）

(1) 製品の無償修理保証期間

納品後12ヵ月以内の故障についての修理代及びそれにかかる諸経費については原告が負担する。

但し、使用者の過失または故意による故障については原告に責任は無いものとする。

また、対応については原告が迅速に販売先まで訪問するものとし、原告は被告会社の指示に従うものとする。

また、製品の故障について被告会社が移動した交通費およびそれに伴う諸経費に対しては原告は負担しないものとする。

(2) 製品の有償修理

保証期間経過後、修理の必要が発生した場合は顧客の諸費用負担により現地にてその修理を行うものとし、現地修理不可の場合は顧客の諸経費負担により原告指定の工場にて修理をするものとする。

(3) （省略）

(4) 原告以外の業者を利用し、商品を移動した際に起こった故障については原告に責任がないものとし原告は諸経費を負担しないものとする。

(5) 原告は被告会社に対し事前に製品の規格（大きさ・重量等）を正確に伝えるものとする。

顧客に納入後、建物の床・壁等に破損が生じた場合は原告は責任を負わないものとする。

(3) 湾岸桑名フットサルクラブへの2WAY対応型酸素チャンバーの販売

ア 三重県桑名市で湾岸桑名フットサルクラブを運営する株式会社Qサポー

ト（以下、同社を含めて「本件クラブ」という。）は、平成24年10月頃、酸素チャンバーを購入しようと考え、被告会社に連絡をしたところ、被告会社従業員のW（以下「W」という。）と原告代表者が同クラブを往訪した。（甲11, 15）

5 本件クラブは、同月5日、原告製の2WAY対応型酸素チャンバーの購入申込書（乙1）を作成して被告会社にファックスで送信し、その後、申込みに係る2WAY対応型酸素チャンバー（以下「本件酸素チャンバー」という。）が同クラブに納入された。

イ 本件酸素チャンバーは、装置本体に加え、その動作を制御するための制御装置（甲16写真1参照。以下「本件制御装置」という。）、電磁弁ボックス（同写真2参照）及びケーブル（同写真3参照。以下、本件制御装置、電磁弁ボックス及びケーブルを併せて「本件制御装置等」という。）から構成される。

15 原告製の2WAY対応型酸素チャンバーの制御装置においては、通常、その動作を制御するためのデータを修正することができないようにロックするための加工が施されているが、本件制御装置については、本件クラブの要望を踏まえ、ロックを外し、作動条件を自由に設定することが可能な状態にされていた。（甲11, 15, 原告代表者〔24, 28～30頁〕）

ウ 本件クラブは、平成24年10月16日、本件酸素チャンバーの購入代金として、498万7500円を原告の預金口座に振り込み、原告は、同月18日、そのうち176万8515円を被告会社の預金口座に振り込んだ。同様に、本件クラブは、同年12月27日、本件酸素チャンバーの購入代金として、500万2830円を原告の預金口座に振り込み、原告は、同月28日、そのうち177万円を被告会社の預金口座に振り込んだ。（甲20 25 10, 15, 原告代表者〔3, 4頁〕）

(4) 被告らによる制御装置等の持出し等

ア 被告会社取締役のA（以下「A」という。）、W及び被告Yは、平成29年9月1日、本件クラブを訪れ、同クラブの代表者に検査・点検目的であることを告げ、同月2日午前0時20分から同時24分までの間に、同クラブに設置されている本件酸素チャンバーから本件制御装置等を取り外して持ち出した（以下、同行為を「本件持出し行為」という。）。（当事者間に争いが無い事実）

イ 同クラブの代表者は、平成29年9月11日頃、原告代表者に本件制御装置等の返却予定について電話で問い合わせたところ、原告がその持ち出しに関与していないことが判明したことから、被告会社に対し、弁護士を通じて本件制御装置等の返還を求めた。（甲11, 15, 乙9, 原告代表者〔5～7頁〕）

ウ 被告会社は、平成29年9月17日、本件クラブに対し、検査・点検をすることなく本件制御装置等を返還したが、その後、本件酸素チャンバーには、低圧モードが正常に機能しない不具合が生じた。このため、同クラブは、原告にその修理を依頼し、同年11月頃までの間に、原告において修理を行った。（甲17～19, 原告代表者〔16, 17頁〕）

(5) 被告会社による2WAY対応型酸素チャンバーの製造販売等

ア 被告会社は、本件販売代理店契約に基づき、原告製の酸素チャンバーを販売していたが、平成28年11月18日、同チャンバーの仕入れを終了し、同年12月頃から、酸素チャンバーの製造を新たな事業として開始した。（甲15, 原告代表者〔1頁〕）

イ 被告会社は、平成29年3月21日、共立電機株式会社（以下「共立電機」という。）に対し、2WAY対応型酸素チャンバー用の制御装置の開発、製造を依頼した。共立電機は、上記依頼に基づいて制御装置の設計を開始し、同年6月26日、「2WAY酸素ルーム制御盤」に関する図面の表紙を作成して被告会社に提出した。（乙2, 9, 11）

ウ 被告会社は、平成29年7月20日、福井県にあるBから、2WAY対応型酸素チャンバーを535万円で購入する旨の注文を受けた。被告会社は、同年10月4日までに、Bに対し、2WAY対応型酸素チャンバーを納品し、同日、被告会社のウェブサイトはその旨を2WAY対応型酸素チャンバーの写真付きで掲載した。（甲7、乙12、証人W〔13頁〕）

エ 被告会社は、平成29年10月13日までに、被告会社のウェブサイトには同年7月9日時点には掲載されていなかった2WAY対応型酸素チャンバーの広告の掲載を開始した。（甲4）

(6) 就業規則

原告の就業規則（甲9）には、以下の規定が存在する。

（服務心得）

第5条 従業員は、常に次の事項を守り服務に精励しなければならない。

(1)～(4) （省略）

(5) 在職中はもとより退職後において、自己の職務に関する否とを問わず職務上知り得た機密事項、技術及び技術情報、生産ノウハウ、その他会社の不利益となる事項を社外に漏らさないこと

a. 会社の機密事項には一般に公表されたもの以外の資料、書類図面、電子データ、未決事項等の全ての情報、顧客及び従業員の全ての個人情報又はそれらの複写を含むものとする。

(6)～(16) （省略）

(17) 従業員は、許可なく他の会社の役員もしくは従業員となり、又は会社の利益に反するような業務に従事しないこと

（以下略）

2 争点

(1) 本件データの営業秘密（不競法2条6項）該当性（争点1）

(2) 不競法2条1項4号該当性（争点2）

(3) 不競法2条1項10号該当性（争点3）

(4) 一般不法行為の成否（争点4）

(5) 損害額（争点5）

第3 争点に関する当事者の主張

5 1 争点1（本件データの営業秘密（不競法2条6項）該当性）について

[原告の主張]

(1) 本件データの内容

10 本件データは、気圧の上限・下限，運転時間（酸素チャンバーが気圧の昇降動作をしている時間）の上限・下限，加圧（減圧）時間，加圧（減圧）キープ時間（チャンバー内を一定の気圧に保っている時間），排気時間及び動作の繰返しの回数等を内容とし，この各種数値及び数値内でユーザが設定した数値に基づいて酸素チャンバー内の気圧を昇降させるものであり，本件酸素チャンバーの制御装置内に設置された媒体に記録されている。

(2) 秘密管理性

15 以下のとおり，本件データは，秘密として管理されていたものである。

ア 原告における管理

20 本件データは，2WAY対応型酸素チャンバーの制御装置内にあるプログラマブルロジックコントローラ（以下「PLC」という。甲14）に記録されていたところ，原告では，同製品の出荷前における本件データの内容等の最終確認に立ち会っていたのは，原告代表者と原告取締役のC（以下「C」という。）の2名のみであった。

25 そして，原告では，出荷前の最終確認を終えた時点で，制御装置内の特定の箇所をジャンパー線で接続し導通させることによって，本件データ等を読み出せないようロックをかけ，それ以降，原告社内でこれにアクセスできるのは，原告代表者とCのみであった。

他方，原告従業員はロックをかける作業に関与しておらず，これを解除

することもできなかった。また、原告従業員は、本件データの記録媒体や制御装置そのものを持ち帰ることは許されておらず、就業規則で守秘義務を課せられていた。

したがって、原告内部の者にとって、本件データが秘密であることは明らかであった。

5

イ 協立電機株式会社（以下「協立電機」という。）における管理

原告は、協立電機と機密保持契約（甲2）を締結した上で、本件データを含む制御装置一式の製作を委託していた。本件データの内容は酸素チャンバーの動作を決定付ける重要なものであり、本件データが同契約の「秘密情報」（第1条）の対象であることを協立電機は明確に認識していた。

10

ウ 被告会社における管理

上記アのとおり、本件データにロックがかけられていたから、被告会社はこれにアクセスすることはできなかった。また、本件販売代理店契約（甲3）には、守秘義務が存在した（第4条）。

15

エ 顧客占有下における管理

上記アのとおり、本件データにロックがかけられていたから、顧客は本件データにアクセスすることはできなかった。

また、原告製の酸素チャンバーについては、原告が顧客に直接販売した製品はもちろん、被告会社を通じて顧客に販売された製品に関しても、原告又は原告が委託した者等が修理等を行うこととされていた。すなわち、本件販売代理店契約の契約書第5条(1)は、製品の納品後12か月以内の故障について、「原告が迅速に訪問」し、「修理代及びそれにかかる諸経費については原告が負担する」と規定しているが、これらの規定によれば、少なくとも原告と被告会社の間で修理を担当するのは原告である。

20

これに対し、被告らが言及する同条(4)の規定は、原告以外の業者が関与した故障を原告の免責事項として規定するものにすぎず、また、同条(5)

25

の規定も、製品の供給元が販売先に製品の規格を正確に伝えるという当然のことを定めたものにすぎず、これらの規定をもって、被告会社が製品の修理等を行うことが前提であったと解することはできない。

5 実際にも、酸素チャンバーの修理は原告が全てしており、単なる販売代理店にすぎない被告会社は、故障状況等を確認し、原告に連絡する程度の役割にとどまっていた。

オ 本件クラブの例外的扱い

10 本件クラブは、クラブメンバーの強化トレーニングや酸素チャンバー内でのマッサージ施術を行うため、自らパラメータの内容の変更を行い、運転時間の延長や気圧の上限・下限の数値の変更等をしたという希望を持っており、また、同クラブはこのようなパラメータの編集等を行い得る工場や人材等の設備を有していたため、原告は、同クラブに対しては、例外的に本件データにロックをかけずに2WAY対応型酸素チャンバーを販売した。

15 本件クラブは、かかる経緯に照らし、本件データにロックがかかっていないことが例外的であるとの認識を有していたほか、本件酸素チャンバーの修理は原告がするものとされていたため、本件データが秘密として管理されていることを認識していた。

(3) 有用性

20 本件データは、原告製の酸素チャンバーのコンプレッサ等の動作を制御し、気圧を昇降させる上で中核となる重要な情報であるから、有用性がある。

(4) 非公知性

25 本件データは、読み出せないようにロックをかけるなどして厳格に取り扱われているほか、その内容は、タッチパネル上に表示される数値又は実際の動作を計測することによって得られる数値と同一ではなく、不特定多数の者が知り得る状態にはないので、公然と知られていない情報である。

[被告らの主張]

本件データは、以下のとおり、秘密管理及び有用性の要件を充たさないから、営業秘密に該当しない。

(1) 秘密管理性について

5 以下の事情によれば、本件データが秘密に管理されていたということではできない。

ア 秘密管理性を充たすためには、企業が対象情報を一般情報から合理的に区分した上で、当該対象情報について営業秘密であることを明らかにする措置を講じることにより、秘密として管理する意思に従業員等に対して明確に示す必要があるところ、本件データを読み出せないように施していたと原告が主張するロックの内容は明らかではなく、仮の本件データにロックがかけられていたとしても、秘密として管理する意思が従業員等に対して明確に示されていたかどうか不明である。

イ 原告は、本件データの内容を確認し得るのは原告代表者とCのみであると主張するが、原告のウェブサイト（乙7）には、「納品実績2000件以上」と掲げられており、全国的に販売されている同製品の納品や修理の作業を支障なく行うには本件データの内容を原告の従業員等が知っていることが必要であると考えられる。そうすると、原告従業員が本件データの内容を確認し得ないとの原告の上記主張は信用性に乏しい。

ウ 被告会社は、原告製の2WAY対応型酸素チャンバーを原告から仕入れて販売していたものの、原告との間で、本件データを対象とする秘密保持契約を締結したことはなく、原告から本件データが秘密情報であると伝えられたこともない。

エ 原告は、原告製の酸素チャンバーについては、原告が販売したものはもちろん、被告会社を通じて販売したものについても、原告又は原告が委託した者等が修理をすることになっていたため、これらの者以外が修理等の

目的で本件データにアクセスすることはできなかつたと主張する。

しかし、本件販売代理店契約の契約書（甲3）をみても、原告製の酸素チャンバー全てについて原告又は原告が委託した者のみが修理をする旨の規定はない。原告が主張の根拠として挙げる同契約書第5条(1)の「修理代及びそれにかかる諸経費」を原告が負担する旨の規定や「対応については原告が迅速に販売先まで訪問する」との規定は、原告製の酸素チャンバーの全てについて原告又は原告が委託した者等が修理をする旨を定めたものではない。

かえって、同契約書第5条(2)は現地で修理を行う主体を限定せず、同条(4)は「原告以外の業者を利用」して修理をすることを前提としている。また、同条(5)の「原告は被告会社に対し事前に製品の規格(大きさ・重量等)を正確に伝えるものとする。」との規定は、原告の販売代理店であった被告会社が修理等を行うことを前提とするものであり、現に、本件販売代理店契約が締結されていた当時、被告会社は、原告製の酸素チャンバーの修理等のため納品先を頻繁に訪問していた。

原告の主張によれば、本件クラブに納品された本件酸素チャンバーには本件データのロックがかけられていなかったとのことであるから、本件データについては何らの秘密管理措置も講じられていない状態にあった。

(2) 有用性について

本件データが、原告の主張するように、気圧や運転時間の上限・下限等を内容とし、この各種数値及び数値内でユーザが設定した数値に基づいて酸素チャンバー内の気圧を昇降させるものであるとしても、そのような情報は、酸素チャンバーという製品の性質上、何らかの形で当然設定されるものにとらず、有用性があるということとはできない。

2 争点2（不競法2条1項4号該当性）について

〔原告の主張〕

(1) 営業秘密の不正取得

被告らは、以下のとおり、共同して、重大事故を防止するための検査・点検を行う必要があるとの虚偽の事実を告げて、本件クラブに設置された本件酸素チャンバーの制御装置から本件データを持ち出した。同行為は、詐欺その他の不正の手段により営業秘密を取得するものであるから、不競法2条1項4号の不正競争行為に該当する。

ア 本件酸素チャンバーの販売主体が原告であること

被告らは、本件酸素チャンバーの販売主体は被告会社であると主張するが、本件クラブに同製品を販売したのは原告である。

すなわち、原告代表者は、被告会社のWとともに同クラブを訪問し商品説明をした後、その代表者から、被告会社の信用状態への不安から、被告会社ではなく原告から商品を購入したいとの申入れを受けた。そこで、原告は、被告会社と協議の上、同クラブへの販売を原告が行うことにし、購入代金の一部（約3割）を紹介料の形で被告会社に支払うこととしたものである（甲10）。被告らは被告会社が販売主体である根拠として商品購入申込書（乙1）を証拠として提出するが、これは本件酸素チャンバーの販売前に被告会社に渡していたものにすぎず、本件酸素チャンバーの販売主体を示すものではない。

このように、本件酸素チャンバーは原告が本件クラブに直接販売したものであり、これと無関係な被告会社が本件制御装置等を持ち去る理由はなかった。

イ 本件酸素チャンバーの修理等の必要性はなかったこと

被告らは、本件酸素チャンバーの検査・点検を行う必要があると同クラブの代表者に告げてこれを持ち出しているが、被告はそもそも同製品の販売主体ではない上、前記1〔原告の主張〕(2)エのとおり、原告と被告会社との間の契約において原告製の酸素チャンバーの修理をすることとされ

ていたのは原告であり、被告会社にはこれを修理する義務も能力もなかった。

実際のところ、本件酸素チャンバーのアフターフォローをしていたのはもっぱら原告であり、本件持出し行為の後に返却された本件酸素チャンバーは低圧モードの使用ができなくなっていたが、被告らはこれを修理できず、原告が修理した（甲17～19）。

したがって、被告会社には、検査・点検のために本件クラブから本件制御装置等を持ち出す理由はなかった。

ウ 被告Yが関与すべき理由はないこと

原告は被告Yに対して本件クラブに向かうよう業務命令を行ったことはなく、被告Yにとっても本件制御装置等を持ち出す理由はなかった。

エ 被告会社に本件データを不正に取得する動機があったこと

(ア) 本件酸素チャンバーは、酸素チャンバーとして一般的な高気圧対応型のものではなく、当時原告のみが製造に成功し販売していた2WAY対応型の酸素チャンバーであった。このため、本件酸素チャンバーは、競業者にとって非常に高い情報的価値を含む製品であって、被告会社には本件データを入手すべき強い動機があった。

原告製の2WAY対応型酸素チャンバーのうち、被告会社が設置場所を把握しているのは、本件酸素チャンバーを含め2台であったが、このうち、本件酸素チャンバー以外の1台はアナログ型と呼ばれるものであり、気圧の昇降について詳細な指定ができず、気圧を上げるか下げるかのいずれかの操作しかできない仕様のものであった。このような状況を踏まえ、被告らは、より有用な情報を含む本件酸素チャンバーをあえて選択し、本件持出し行為を実行したものと推察される。

(イ) 被告会社は、2WAY対応型酸素チャンバーを製造、販売した実績を有していなかったにもかかわらず、本件持出し行為前に、福井県の顧客

との間で2WAY対応型酸素チャンバーの販売契約を締結し、その納品前に本件持出し行為を行っている。被告会社は、福井県の顧客に2WAY対応型酸素チャンバーを製造、販売しようとしたものの、被告会社の技術力ではこれができなかったため、原告製の2WAY対応型酸素チャンバーの技術やデータが必要となったものと考えられる。

これに対し、被告らは、被告会社は、本件持出し行為より前に2WAY対応型酸素チャンバーを開発していたと主張し、「2WAY酸素ルーム制御盤」と題する図面の表紙（乙2）を提出する。

しかし、同表紙にいう「制御盤」とは、原告製の2WAY対応型酸素チャンバーの制御装置と同様のものと考えられ、もしそうだとすれば、仮に制御盤が完成したとしても、これに内蔵される媒体に本件データのような2WAY対応型酸素チャンバー用のパラメータに係るデータを記録しなければ、動作させることはできない。被告会社が、本件持出し行為の当時、パラメータに係るデータを作成していたことを示す証拠はない。

(ウ) 被告らは、被告会社製の2WAY対応型酸素チャンバーは、原告製のものとは動作が異なるので、本件データを使用していないと主張するが、原告の求めにもかかわらず、被告会社製の2WAY対応型酸素チャンバーのラダープログラムの提出を拒否し続けている。被告らのかかる態度からしても、被告会社が原告の開発したラダープログラムを使用していたことが推認できる。

オ 本件制御装置等には何らかの作為が介在した形跡があること

被告らが本件クラブに本件制御装置等を返却した後、本件酸素チャンバーは低圧モードの使用ができなくなっていたが、通常、単に制御装置等の取外しや取付けをしたのみでは酸素チャンバーの機能が動作しなくなることはない。

また、本件制御装置の持ち出し前と返還後とでは、制御装置の側面にテープ付けしていた鍵の位置が異なっており、明らかに鍵を使用した痕跡があった。

さらに、原告は、本件酸素チャンバーの復旧作業を行っているが、その際、本件制御装置に原告のPC以外のPCからのアクセスがあったことを確認している。

以上によれば、本件データの複製のための取外し等、被告らによる何らかの行為が介在したことが明白である。

(2) 不正取得した営業秘密の使用・開示

被告会社は、本件クラブから持ち出した制御装置から本件データを複製又は参考にしてパラメータのデータを使用し、2WAY対応型酸素チャンバーを製造した。このことは、原告のみが開発に成功していた2WAY対応型酸素チャンバーを、被告会社が本件持出し行為後に販売し始めたことから明らかである（甲4）。

また、被告会社は、2WAY対応型酸素チャンバーの製造の委託先である共立電機株式会社（以下「共立電機」という。）に対し、不正な手段により取得した本件データを開示した。

このような被告会社の行為は、不競法2条1項4号の定める不正取得行為により取得した営業秘密の使用、開示に該当する。

〔被告らの主張〕

(1) 営業秘密の不正取得

本件持出し行為は、以下のとおり、酸素チャンバーの使用に伴う死亡事故が発生しないよう検査・点検する目的で行われたものであって、被告らは本件データを取得していない。したがって、被告らは、詐欺その他の不正の手段により営業秘密を取得したことはなく、本件持出し行為は不競法2条1項4号の不正競争行為に該当しない。

ア 本件酸素チャンバーの販売主体が被告会社であること

原告は、本件クラブに本件酸素チャンバーを販売したのは原告であると主張するが、商品購入申込書（乙1）のとおり、同酸素チャンバーは、被告会社が平成24年10月5日に同クラブから注文を受けて販売し、納品したものである。購入代金の支払が原告にされたのは、被告会社が、同クラブの代表者から、以前代理店が潰れて困ったことがあったので、直接メーカーに支払いたいとの申出を受けたことから、原告と協議の上で、購入代金の支払のみを原告に対して行うこととしたにすぎない。実際、原告は、購入代金を受領後、被告会社が原告に支払うべき仕入価格相当額を控除した残額を被告会社に支払っている。

イ 本件制御装置等を預かったのはその検査・点検のためであること

酸素チャンバーは、その性質上、爆発事故や閉じ込め事故のリスクが内在する製品であるところ、平成26年9月に埼玉県で低圧酸素チャンバー使用に伴う死亡事故（乙4）が発生して以降、被告会社は、販売者としての責任を果たすため、酸素チャンバーを販売した顧客に対し、アフターフォローとして検査・点検を実施しており、本件持出し行為もその一環として行ったものであった。仮に、本件クラブに本件酸素チャンバーを販売したのが原告であるとしても、被告会社が、同クラブと継続的に商談を行い、納品作業まで行った業者として、当該製品のアフターフォローを行ったのは当然のことである。

したがって、被告会社には検査・点検のために本件持出し行為を行う理由があった。

ウ 被告Yの関与について合理的な理由があること

被告Yが本件持出し行為に関与したこと及びその当時に同被告が原告の従業員であったことは認めるが、同被告は、上記のとおり、被告会社が、原告に検査・点検を度々要求していたにもかかわらず、原告が一向に動く

気配がなかったため、販売代理店である被告会社が困っていると思い、無償で手伝ったにすぎない。

エ 被告会社には本件データを取得する必要はなかったこと

(ア) 原告は本件データの情報価値が高いと主張するが、前記1〔被告らの主張〕のとおり、本件データのような気圧や運転時間の上限・下限等に関するデータは、被告会社で独自に検討の上、設定できるものである。

また、被告会社はもちろんのこと、被告Yも、原告在籍当時、単に酸素チャンバーを顧客に納品（組立て）する作業に従事するにすぎなかったため、原告が本件データにロックをかけていたことや、本件酸素チャンバーにはロックが例外的にかかっていたことは認識していなかった。

(イ) 原告は、被告会社には本件データを取得する動機があったと主張するが、被告会社の製造委託先である共立電機作成の「2WAY酸素ルーム制御盤」と題する図面の表紙（乙2）の「DATE」欄に平成29年6月26日と記載されていることから明らかなように、被告会社は、本件持出し行為より2か月以上も前に、独自に2WAY対応型酸素チャンバーの開発を進めていた。このため、本件持出し行為当時、被告会社には本件データを取得する必要はなかった。

(ウ) 実際のところ、被告会社は、被告会社製の酸素チャンバーの制御盤に独自のデータを記録しており、被告会社製の製品の動作は、原告製のものとは異なる。

オ 制御装置の部材の取外し等はしていないこと

被告会社は、本件持出し行為後、本件クラブから返還の申出を受けて検査・点検をすることなく本件制御装置等を数日内に返還したため、部材の取外し等はしていない。確かに、被告会社による再設置時に低圧の使用ができなくなっていた事実はあるものの、被告会社は、平成29年10月5

日、同クラブの代表者の依頼を受けて、共立電機の担当者を本件クラブに行かせ、同クラブの同意を得て、本件制御装置の開口部を開き、共立電機のPCを本件制御装置につなぐなどして、不具合を直している（乙5，13）。

5 (2) 不正取得した営業秘密の使用・開示

上記のとおり、被告らが本件データを不正取得した事実はない。被告会社は、独自のデータを制御盤に記録して2WAY対応型酸素チャンバーを製造したのであるから、2WAY対応型酸素チャンバーの開発、製造に際し、本件データを使用、開示した事実はない。

10 3 争点3（不競法2条1項10号該当性）について

[原告の主張]

被告会社は、本件データを不正使用して製造した2WAY対応型酸素チャンバーを販売し、展示会にブースを出展してこれを展示し（甲5）、同社のウェブサイト自社製品として紹介している（甲6）。このような被告会社の行為は、不競法2条1項10号の営業秘密の不正使用行為により生じた物を譲渡等

15 [被告らの主張]

不競法2条1項10号の不正競争行為は同項4号の不正競争行為を前提とするところ、前記2〔被告らの主張〕のとおり、本件持出し行為は同号の不正競争行為に当たらないので、同項10号の不正競争行為にも当たらない。

20 4 争点4（一般不法行為の成否）について

[原告の主張]

(1) 被告Yは、本件持出し行為当時、原告の従業員であり、原告の就業規則（甲9）に基づき守秘義務（第5条(5)a）及び競業避止義務（同条(17)）を負っていた。

25 そして、本件酸素チャンバーの制御装置等には、本件データのほかPLC

に係る2WAY対応型酸素チャンバー用のプログラム（具体的にはこれを記述したラダー図）等が格納されており，被告Yもそのことを認識していた。また，被告Yは，本件持出し行為当時，被告会社が原告の競業会社であることを認識していた。

5 しかるに，本件持出し行為当時，被告会社においてアルバイトとして働いていた被告Yは，原告従業員としての地位を利用し，被告会社の指示に基づいて本件持出し行為を成功させ，2WAY対応型酸素チャンバーの製造に必要な情報を被告会社に取得させた。

10 被告Yの同行為は，原告の業務上の利益を著しく棄損する違法なものであり，不法行為を構成する。

(2) 被告会社は，被告Yが原告の従業員で原告に守秘義務及び競業避止義務を負っていることを認識しており，本件持出し行為が原告の被告Yに対する同各義務違反に基づく請求債権を侵害することを認識してした。

15 (3) 本件持出し行為は，上記のような被告らの行為が関連共同して行われたものであるから，共同不法行為を構成する。

[被告らの主張]

20 前記2 [被告らの主張] (1)イのとおり，被告会社は，自ら販売した本件酸素チャンバーの検査・点検のために，本件クラブの承諾を得て制御装置等を預かったにすぎず，結局検査・点検を行わないまま同クラブに返却しており，部材の取り外しはしていない。また，被告会社による2WAY対応型酸素チャンバーの開発は，本件持出し行為の2か月前から始まっていたため，被告会社に本件データを入手する動機，目的もなければ，本件データを取得した事実もない。

25 そもそも，本件持出し行為は，被告会社が，原告に対し，原告製の酸素チャンバーの検査・点検を度々要求していたにもかかわらず，原告が一向に動く気配がなかったため，やむをえず対応したものである。被告Yも，このような状況を知り，販売代理店である被告会社が困っていると思い，原告代表者に自ら

が本件クラブに行って対応することを告げた上で、A及びWとともに同クラブから制御装置等を回収したにすぎない。

したがって、被告らによる本件持出し行為が、共同不法行為に該当することはない。

5 争点5（損害額）について

〔原告の主張〕

被告らの本件データに係る行為により、原告は、以下のとおり、合計462万円の損害を被った。

(1) 逸失利益 420万円（不正競争につき、不競法5条1項）

10 被告会社は、本訴状の送達までに被告会社製の2WAY対応型酸素チャンバーを少なくとも1台販売した（甲7）ところ、この販売がなければ、原告は原告製の2WAY対応型酸素チャンバーを販売し、420万円を下回らない利益を得ることができた（甲8）。

したがって、原告の逸失利益は、420万円を下らない。

15 (2) 弁護士費用 42万円

〔被告らの主張〕

争う。

第4 当裁判所の判断

1 争点1（本件データの営業秘密（不競法2条6項）該当性）について

20 (1) 秘密管理性

ア 本件データは、気圧の上限・下限、加圧（減圧）に要する時間、チャンバー内を一定の気圧に保っている時間、排気時間及び動作の繰返しの回数等を内容とし、これらの数値に基づいて酸素チャンバー内の気圧を昇降させるためのものであり、本件酸素チャンバーの制御装置内に設置された媒体に記録されているものであると認められる（原告代表者〔10, 11頁〕）、
25 弁論の全趣旨）。

イ 本件データの上記内容に照らすと、同データは酸素チャンバーの作動を制御する上で中核をなすものであり、その秘密性は高いと考えられるところ、証拠（甲2、3、9、11、15、原告代表者〔2、6、23頁〕）によれば、①原告製の酸素チャンバーは、その出荷前に、制御装置内の特定の箇所をジャンパー線で接続し導通させることにより、本件データ等を読み出せないようロックがかけられており、それ以降、原告社内でこれにアクセスできるのは、原告代表者のほか限られた人数の役員等であったこと、②原告の従業員には就業規則第5条(5)により守秘義務を課せられていたこと、③原告は、本件データを含む制御装置一式の製作を委託していた協立電機との間で機密保持契約を締結しており、本件データは同契約第1条の「秘密情報」に該当すると考えられること、④原告製の酸素チャンバーの販売代理店であった被告会社も本件データの変更は自由にできなかったこと、⑤原告製の酸素チャンバーを購入した顧客も本件データにアクセスすることはできなかったことの各事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

このように、原告社内においても本件データにアクセスすることのできる者は限られており、取引先等についても秘密保持義務が課せられ、あるいは本件データへのアクセスができない状態とされていたことに照らすと、本件データは原告において秘密として管理されていたというべきである。

ウ(ア) これに対し、被告らは、原告が主張するロックの内容は明らかではなく、また、全国的に販売されている原告製の酸素チャンバーの納品や修理の作業を支障なく行うには本件データの内容を原告の従業員等が知っていることが必要であったと主張する。

しかし、原告の主張するロックの内容は上記イ①のとおり十分に具体的であり、かかる措置を講じてもなお本件データへのアクセスが可能で

あることをうかがわせる証拠はない。また、原告の従業員が、原告製の酸素チャンバーの納品を行い、あるいは同製品の修理を行うために本件データにアクセスすることが必要な事例が日常的に生じていたことをうかがわせる証拠はなく、原告製の酸素チャンバーが全国に販売されていたとしても、そのことから、原告従業員が本件データにアクセスすることができたとの事実を推認することはできない。

5
10 (イ) また、被告らは、原告との間で、本件データを対象とする秘密保持契約を締結したことはなく、本件販売代理店契約の契約書（甲3）をみても、原告製の酸素チャンバー全てについて原告又は原告が委託した者が修理をする旨の規定はないと主張する。

しかし、上記イ④のとおり、被告会社が本件データを自由にアクセスし、これを変更し得たことを示す証拠はないことに照らすと、被告会社との間で本件データは秘密として保護されていたというべきである。また、被告会社又は原告の委託者が原告製酸素チャンバーを修理することがあったとしても、これらの業者が本件データにアクセスすることができたことをうかがわせる証拠はない。

15
20 そうすると、本件データは、被告会社及び原告製酸素チャンバーの修理を行う業者との間においても、秘密として管理されていたというべきである。

(ウ) さらに、被告らは、本件クラブに納品された本件酸素チャンバーには本件データのロックがかけられていなかったため、本件データは秘密として管理されていなかったと主張する。

25
しかし、本件クラブに納品された本件酸素チャンバーに本件データのロックがかけられなかったのは、前記前提事実(3)イのとおり例外的な措置であって、このことは、本件データが秘密として管理されていたとの上記判断を左右しないというべきである。

(2) 有用性及び非公知性

本件データは、前記(1)アのとおり、原告製の酸素チャンバーを制御する上で必須の情報であり、いずれの製造業者においても酸素チャンバーを制御するためにかかるデータの設定が必要であるとしても、その内容は製造業者ごとに異なり得るものであるから、これが有用であることは明らかである。また、本件データが非公知であることは、当事者間に争いが無い。

(3) まとめ

したがって、本件データは不競法2条6項の営業秘密に該当する。

2 争点2（不競法2条1項4号該当性）について

原告は、被告らは、不正の手段により本件制御装置等を持ち出し、営業秘密である本件データを取得し又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用・開示したものであるから、不競法2条1項4号の不正競争行為に該当すると主張するので、以下、検討する。

(1) 本件持出し行為の動機・意図について

ア 本件持出し行為の目的について

被告会社の取締役であるA、同社の従業員であるW及び被告Yが、平成29年9月1日、本件クラブを訪れ、同クラブに設置されている本件酸素チャンバーから本件制御装置等を取り外して持ち出したことについては、当事者間に争いが無い。

被告らは、本件制御装置等を同クラブから持ち出した理由について、平成26年9月に埼玉県で低圧酸素チャンバー使用に伴う死亡事故（乙4）が発生して以降、被告会社は、販売者としての責任を果たすため、酸素チャンバーを販売した顧客に対して検査・点検を実施しており、本件持出し行為もその一環として行ったものであったと主張し、証人Wもこれに沿う証言をする。

しかし、被告らが指摘するネット記事は本件持出し行為の約3年近く前

のものであり、事故を起こした製品が原告製の酸素チャンバーかどうかとも明らかではない上、本件持出し行為の前に、原告製の酸素チャンバーについて同種の事故が発生していたことをうかがわせる証拠もない。

また、本件酸素チャンバーを納品したのが被告会社であるとしても、納品先である本件クラブからの求めもなく、また定期点検の時期や不具合の報告もないにもかかわらず、顧客である本件クラブで使用中の本件酸素チャンバーから制御装置等のみを持ち出すべき合理的な理由は見出し難く、原告が本件データを含む本件制御装置等の持出しについて承諾していたことを示す証拠も存在しない。

以上によれば、死亡事故を契機とした検査・点検のため本件制御装置等を持ち出したとの被告らの主張は不自然で採用し難い。

イ 前記前提事実(4)イ、ウのとおり、本件クラブは、被告らが本件制御装置等を持ち出した後、原告がその持出しに関与していないことを認識したため、被告会社に対し、その返還を求めたところ、被告らは、本件持出し行為から2週間以上経過した平成29年9月17日、本件制御装置等の検査・点検をすることなく制御装置等を返還し、その後、本件酸素チャンバーには低圧モードが正常に機能しない不具合が生じたとの事実が認められる。

被告らは、検査・点検名目で本件制御装置等を持ち出したにもかかわらず、検査・点検を実施しなかった理由について、本件持出し行為後、数日以内に本件制御装置を本件クラブに返還したからであると主張し、証人Wもこれに沿う証言をするが、上記のとおり、本件持出し行為から返還までには2週間以上の期間があり、本件持出し行為の目的が検査・点検にあるのであれば、この間に必要な検査等を実施することは十分に可能であったと考えられる。

また、被告らは、本件制御装置等の部材の取外し等を行っていないと主張するが、同装置等を本件クラブに返還した後、本件酸素チャンバーに不

具合が生じていることからすると、被告らが同装置等を保管中に何らかの
作為を加えた可能性も否定できない。

以上によれば、被告らが本件制御装置等を持ち出した理由はその検査・
点検以外の点にあったのではないかとの疑念を払拭できない。

5 ウ 前記前提事実(5)のとおり、被告会社は、平成28年12月頃から酸素チ
ェンバーの製造を開始し、平成29年7月には顧客から2WAY対応型酸
素チャンバーの注文を受け、同年10月4日までに同製品を納品したもの
と認められる。

10 被告会社製の酸素チャンバーの上記開発経緯に照らすと、本件持出し行
為の行われた同年9月1日の時点において、被告会社製の酸素チャンバー
の制御装置や同装置に格納されるデータの開発が一定程度進められてい
たと考えられるものの、被告らが被告製品の独自開発の根拠として提出す
る共立電機作成に係る同年6月26日付け図面(乙2)は、図面の表紙に
15 すぎず、制御装置等の図面は証拠として提出されておらず、同装置に格納
するデータが独自に開発・作成されていたことを客観的に示す証拠もない。

そうすると、本件持出し行為当時、被告会社に本件データを取得する必
要がなかったということとはできない。

20 エ 以上によれば、本件制御装置等を持ち出した目的がその検査・点検にあ
ったとの被告らの主張は不自然・不合理で採用し難く、その真の目的は他
の点にあったのではないかとも考えられるところである。

(2) 本件データの取得及び使用について

しかし、本件においては、以下のとおり、被告らが本件データを実際に読
み出して取得し、また、被告会社が取得した本件データを使用して酸素チ
ェンバーを製造したことを客観的に示す証拠は存在しない。

25 ア 被告らが本件制御装置等を保管していた間、本件制御装置に対していか
なる作業又は操作を行ったかは証拠上明らかではない。

原告は、本件制御装置等の持ち出し前と返還後とでは、同装置等の側面にテープ付けしていた鍵の位置が異なっており、明らかに鍵を使用した痕跡があったことや、原告が本件酸素チャンバーの復旧作業を行った際、本件制御装置に対する原告のPC以外のPCからのアクセスを確認したことなどを指摘するが、これを裏付ける客観的な証拠は何ら提出されていない。

また、原告代表者は、本件クラブには本件データを読み出し、パラメータの設定や変更を行い得る設備や人材等を有していたため、ロックの解除の方法を伝えたものであり、本件クラブにおいて同ロックを解除したかどうか、また、パラメータ等の変更後のロックをかけたかどうかは承知していない旨の供述をしているところ（原告代表者〔24, 28～29頁〕）、同供述を前提にすると、仮に被告らが持ち出した本件制御装置等を使用して本件データへのアクセスを試みたとしても、奏功したかどうかは明らかではない。

さらに、原告は、制御装置等の取外しや取付けをしたのみでは酸素チャンバーの機能が動作しなくなることはないので、本件制御装置等の返還後に本件酸素チャンバーの低圧モードに支障が生じたのは、本件データの複製等が行われた現れであると主張するが、低圧モードに支障が生じたことから、直ちに本件データの複製等が行われたと推認することはできない。

そして、他に、被告らが本件制御装置等を保管していた間に本件制御装置に対して行った具体的な操作や作業の内容を特定し得る証拠はない。

イ 原告は、被告会社が本件データを使用して、酸素チャンバーを製造したと主張するが、被告会社製の酸素チャンバーの開発・製造に当たり、本件データが使用されたことを客観的に示す証拠はない。

かえって、被告会社の製造した酸素チャンバーの制御装置マニュアル(乙8)及びW証言〔1, 2頁〕によれば、被告会社製の酸素チャンバーにお

いては、制御装置のモード選択画面に表示される圧力や運転時間について、納品時に所定の設定はされているものの、顧客がこれを変更することも可能な仕様となっており、顧客がこれらの数値を自由に変更することができない原告製の酸素チャンバーとは仕様が異なるものであると認められる。

5 なお、原告は、本件酸素チャンバーのラダープログラムと被告会社製の酸素チャンバーのラダープログラムを対比することにより、被告会社による本件データの使用の有無を解析できると主張し、被告らに対し、同プログラムの任意提出を求めていたが、その後、被告らが同プログラムを改ざんしているおそれが高いとして、被告会社の保有するラダープログラムの提出を求めない旨の意思を表明した（原告第6準備書面）。原告は、被告
10 らがラダープログラムを証拠として任意提出しないことから本件データの使用を推認し得ると主張するが、ラダープログラムを実際に対比することなく、そのような推認をすることはできない。

ウ 以上によれば、被告らが本件データを取得し、また、被告会社が取得した本件データを使用して酸素チャンバーを製造したとの事実を認めるに
15 足りる証拠はないので、本件持出し行為が不競法2条1項4号の不正競争行為に該当するとの原告主張は理由がない。

3 争点3（不競法2条1項10号該当性）について

 不競法2条1項10号の不正競争行為は同項4号の不正競争行為を前提とするところ、上記2のとおり、被告らの本件持出し行為は同号の不正競争行為に
20 当たらないので、同項10号の不正競争行為にも当たらない。

4 争点4（一般不法行為の成否）について

(1) 原告は、被告Yによる本件持出し行為は、原告の就業規則に定められた守
 秘義務（第5条(5)a）及び競業避止義務（同条(17)）に違反に該当し、一般
25 不法行為を構成すると主張すると主張する。

 しかし、前記判示のとおり、被告らが本件データを実際に取得し、また、

被告会社が取得した本件データを使用して酸素チャンバーを製造したと認めるに足りる証拠はないので、被告Yの行為が就業規則の規定する上記守秘義務に反するという事はできない。

また、前記前提事実によれば、被告Yは、原告の許可なく、原告と競合する被告会社でアルバイトとして勤務し、本件持出し行為に関与したものと認められる。同行為は、原告の就業規則の規定する上記競業避止義務との抵触が問題となるが、被告らが本件データを実際に取得したと認めるに足りる証拠はないことに照らすと、一般不法行為を構成するという事はできず、原告の主張する損害との間に相当因果関係があるということもできない。

(2) 原告は、被告会社は、本件持出し行為が原告の被告Yに対する守秘義務及び競業避止義務違反に基づく請求債権を侵害することを認識していたものであり、債権侵害による不法行為責任を負うと主張するが、前記のとおり、仮に被告Yに競業避止義務違反が認められるとしても、本件持出し行為自体が債権侵害を構成するものではなく、被告会社に上記の認識があったと認めるに足りる証拠もない。

(3) したがって、被告らによる本件持出し行為が共同不法行為を構成するとの原告主張は理由がない。

5 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第40部

裁判長裁判官

佐 藤 達 文

裁判官

吉 野 俊 太 郎

5

裁判官

齊 藤 敦

(別紙)

営業秘密目録

原告製造の2WAY対応型酸素チャンバー（ブレードタイプA-L 7～8名タイプ）用に原告の委託を受けた協立電機株式会社が作成したパラメータに係るデータ